

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団高松病院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市舘向町4番8号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和43年1月10日

(4) 設立登記年月日 昭和43年1月22日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	高松 正之	高松病院管理者
理 事	山本 美季男	
同	佐藤 信輔	
同	山本 宗大	
同		
同		
同		
監 事	山内 道明	
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	高松病院	岩手県盛岡市舘向町4番8号	一般病床 40床 療養病床 55床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			入所定員 名 通所定員 名
介護医療 院			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月28日 事業報告及び決算の承認に関する件

令和4年4月30日 令和4年度の事業報告及び収支予算の承認に関する件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
非該当

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

- (9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団高松病院

所在地 岩手県盛岡市館向町4番8号

※医療法人整理番号

1119

財 産 目 録

(令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額	416,480 千円
2. 負 債 額	550,377 千円
3. 純 資 産 額	△133,897 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	246,320
B 固 定 資 産	170,160
C 資 産 合 計 (A+B)	416,480
D 負 債 合 計	550,377
E 純 資 産 (C-D)	△133,897

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団高松病院

所在地 岩手県盛岡市舘向町4番8号

※医療法人整理番号

119

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	246,320	I 流動負債	209,857
現金及び預金	2,747	支払手形	
事業未収金	119,286	買掛金	26,035
有価証券		短期借入金	150,000
たな卸資産	2,679	未払金	29,078
前渡金		未払費用	
前払費用	1,490	未払法人税等	142
繰延税金資産		未払消費税等	942
その他の流動資産	120,118	繰延税金負債	
II 固定資産	170,160	前受金	
1 有形固定資産	159,177	預り金	3,660
建物	105,661	前受収益	
構築物	1,310	引当金	
医療用器械備品	12,412	その他の流動負債	
その他の器械備品	2,221	II 固定負債	340,519
車両及び船舶	256	医療機関債	
土地		長期借入金	336,820
建設仮勘定	12,100	繰延税金負債	
その他の有形固定資産	25,217	引当金	
2 無形固定資産	10,946	その他の固定負債	3,699
借地権		負債合計	550,377
ソフトウェア	10,873	純資産の部	
その他の無形固定資産	73	科 目	金 額
3 その他の資産	37	I 基金	7,000
有価証券		II 積立金	△140,897
長期貸付金		利益準備金	7,000
保有医療機関債		その他利益剰余金	△147,897
その他長期貸付金		別途積立金	138,000
役職員等長期貸付金		繰越利益剰余金	△285,897
長期前払費用		III 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	37	繰延ヘッジ損益	
資産合計	416,480	純資産合計	△133,897
		負債・純資産合計	416,480

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団高松病院
所在地 岩手県盛岡市館向町4番8号

※医療法人整理番号 119

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		731,083
2 事業費用		
(1) 事業費	79,794	
(2) 本部費		79,794
本来業務事業利益		651,289
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業利益		15,171
II 事業外収益		
受取利息	2,500	
その他の事業外収益	17,328	19,829
III 事業外費用		
支払利息	1,898	
その他の事業外費用		1,898
経常利益		33,102
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純利益		33,102
法人税・住民税及び事業税	142	
法人税等調整額		
当期純利益		32,960

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団高松病院

理事長 高松 正之 殿

私（注1）は、医療法人社団高松病院の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月30日

医療法人社団高松病院

監事 山内 道明



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。